

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

筱岡 貞郎

147	となみ政経懇話会 会費
01_調査研究費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費

北日本新聞 となみ政経懇話会 会費

科目の内容	金額(円)	備考
会費	8,000	平成31年 4月分 /
	8,000	/

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

北陸銀行 キャッシュカードサービス  
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の詳細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0414857		31-04-08
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			217
万円	千円	円	
500円	100円	50円	10円
5円	1円		
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
11:24	¥216円	¥24,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

お預け... 海客... 入るまで大切に保管してください。  
ATM振込の領収書は「ご利用控え」に添付してご提出ください。

手数料のうち振込手数料 ¥216  
000057

トナミセイケイソウカイ 様  
ソノオカ テイロウ 様

電話番号 0766-61-2081

4月 8,000円  
5月~6月 16,000円  
計 24,000円

直12015042 寸:108 108x500 CR

收受 令和 元年 5月 13日  
決裁 令和 元年 5月 22日  
処理 令和 元年 5月 22日

裏面もあわせてご覧ください。

932-0102

小矢部市水島902

2019年4月5日

富山県議会  
議員

筱岡 貞郎 様

# 請求書

となみ政経懇話会

事務局長 [REDACTED]  
砺波市太郎丸2丁目129  
北日本新聞社砺波支社内  
電話(0763)32-2012

拝啓

各位には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃ご尽力賜り、ありがとうございます。つきましては、下記の通り会費をご請求申し上げます。なお、お支払いはお手数ながら口座振込でお願い致します。

敬具

摘 要	金 額
会 費 (自 2019年4月 至 2019年6月) 8,000円×3ヵ月	24,000円
合 計	24,000円

振込先	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
支店名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
口座種別	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
口座名	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会

2019年 5月 末日までお振込をお願いいたします。  
なお、勝手ながら振込手数料は各自ご負担願います。

本書と行き違いにお支払いをいただいた節は、失礼をお詫び致します。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

筱岡 貞郎

経費番号	148	事業内容	新聞購読料		
使途番号	07_資料購入費	01_調査研究費	・02_研修費	・03_広聴広報費	・04_要請陳情等活動費
		06_資料作成費	・07_資料購入費	・08_事務所費	・09_事務費
					・10_人件費
新聞購読料` 4月分					
経費の内容		金額 (円)	備 考		
北日本新聞 購読料		3,072	4月分 /		
日本農業新聞 購読料		2,623	" /		
富山新聞 購読料		3,072	" /		
読売新聞 購読料		3,400	" /		
「しんぶん赤旗」日曜版		930	" /		
聖教新聞 購読料		3,344	" /		
北陸中日新聞 購読料		2,988	" /		
《合 計》		19,429	/		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

収受

令和元年5月13日

決裁

令和元年5月22日

処理

令和元年5月22日

31-04-25 新聞購読料

\*3,072円

31-04-23 農業新聞

\*2,623円

# 領収証

19年 04月分 31年 4月 27日 No. 882302

お名前 篠岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

富山新聞販売(株)

小矢部センター  
小矢部市小矢部町3-10  
TEL (0766) 67-5888  
FAX (0766) 53-5887

集金担当



各種口座からの引落としや、コンビニ払い、クレジットカード決済も承ります。

# 領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo 07411

お名前 篠岡 貞郎 様  
水島902

31年 4月分

銘柄	部数	金額	備考
1 読売新聞	1	3,400	◇左記の通り領収しました
2			
3			
合計		3,400円	領収日 年 月 日

取扱紙  
読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部  
菅沼善久  
〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3  
TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



\*裏面もあわせて内容を十分お読みください。

篠岡 貞郎 様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

## 領収書

930円

2019年 4月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。  
高岡市内免2丁目7番13号  
日本共産党  
呉西地区委員会  
TEL 0766-23-3281

領収日 / 扱者

新聞購読料 領 収 証

篠岡 貞郎 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2019年4月分 領収日 月 日

領収金額 ￥3,344

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934

その他購読料等 領 収 証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,410	1ヶ月分	1,410

販売店 山内 信人  
住 所 高岡市五福町7-1.6  
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. 16015-17697(378)



領 収 証

篠岡貞郎 様

¥ 2,988

但し 北陸中日新聞朝刊 51年4月分 購読料(消費税込)

上記の金額正に受領しました

年 月 日



北陸中日新聞津沢専売所

山田和夫

小矢部市高木147

TEL(0766)31-3244



毎度ご愛読くださいます  
誠にありがとうございます

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

筱岡 貞郎

経費種別	149	事業概要	電話料、ケーブルテレビ受信料、自動車リース料
経費項目	09_事務費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費

経費の内容	金額(円)	備 考
携帯電話 4月分	4,752	9,504円 × 0.5 = 4,752円 /
ケーブルテレビ受信料4月分	1,782	3,564円 × 0.5 = 1,782円 /
自動車リース料	35,424	70,848円 × 0.5 = 35,424円 /
《合 計》	41,958	

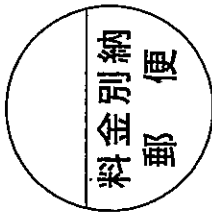
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

31-04-25 口座振替 \*9,504円付(KDDIリョウ)

31-04-25 口座振替 \*70,848円付(NCS)

収受 令和元年5月13日  
 決裁 令和元年5月22日  
 処理 令和元年5月22日

郵便はがき



932-0102

富山県小矢部市水島902

篠岡 貞郎 様

203331000



1-001150-B-10

料金のご案内

親展

となみ衛星通信テレビ株式会社

〒939-1533 南砺市八塚568-2  
TEL.0763-22-7600 FAX.0763-22-7601  
(フリーダイヤル:0120-476-764)  
(受付時間:平日・土曜9:00~17:30)

ご案内は、内側にあります。ハガキ裏面からお願いにはがしてください。  
(雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

こちらからゆくりとはがしてご覧ください。

01-05-07 口座振替

\*8,818円

ご請求書

ご案内

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替日的前日までに口座にご用意願います。

【口座振替日】 2019年5月7日(火)

となみ衛星通信テレビ株式会社  
(2019年 4月 16日 発行)

お客様番号	[REDACTED]
今回ご請求額(税込)	8,818 円

お支払口座	金融機関名	[REDACTED]
	支店名	[REDACTED]
	口座種別・番号	[REDACTED]
	口座名義人	シノオカ テイロウ

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

品名	税込金額(円)	請求周期	請求期間
テレビ利用料(スタンダード)	3,564	毎月払い	2019/04/01~2019/04/30
ネット利用料(ベーシックセット)	3,888	毎月払い	2019/04/01~2019/04/30
ケーブルプラス電話基本料	1,436	毎月払い	2019/03/01~2019/03/31
ユニバーサルサービス料	2	毎月払い	2019/03/01~2019/03/31
国内通話料	284	毎月払い	2019/03/01~2019/03/31
トリプル割(TV+NET+TEL)	-356	毎月払い	2019/03/01~2019/03/31

筱岡貞郎

様

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。  
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記  
おりお支払いをお願い申し上げます。  
尚、本書はご契約期間中お客様の支払いと当社との照合資料  
となりますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬

東京都千代田区外神田4-14-1秋葉原  
**日本カーソリューションズ株式会社**

ファイナンスリース

お問い合わせは、お客様No.をご利用ください。

平成 29年 11月 16日から  
平成 34年 11月 15日まで 60ヶ月

北陸支店  
076-224-1190

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

振入の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

[Redacted Bank Account Information]

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\* \*\*\*\*\*

(振入手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

1頁

1	29/11	口座振替	29/12/25	リース料	70848	1/60	65600	5248	8%
2	30/1	口座振替	30/1/25	リース料	70848	2/60	65600	5248	8%
3	30/1	口座振替	30/1/25	リース料	70848	3/60	65600	5248	8%
4	30/2	口座振替	30/2/25	リース料	70848	4/60	65600	5248	8%
5	30/3	口座振替	30/3/25	リース料	70848	5/60	65600	5248	8%
6	30/4	口座振替	30/4/25	リース料	70848	6/60	65600	5248	8%
7	30/5	口座振替	30/5/25	リース料	70848	7/60	65600	5248	8%
8	30/6	口座振替	30/6/25	リース料	70848	8/60	65600	5248	8%
9	30/7	口座振替	30/7/25	リース料	70848	9/60	65600	5248	8%
10	30/8	口座振替	30/8/25	リース料	70848	10/60	65600	5248	8%
11	30/9	口座振替	30/9/25	リース料	70848	11/60	65600	5248	8%
12	30/10	口座振替	30/10/25	リース料	70848	12/60	65600	5248	8%
13	30/11	口座振替	30/11/25	リース料	70848	13/60	65600	5248	8%
14	30/12	口座振替	30/12/25	リース料	70848	14/60	65600	5248	8%
15	31/1	口座振替	31/1/25	リース料	70848	15/60	65600	5248	8%
16	31/2	口座振替	31/2/25	リース料	70848	16/60	65600	5248	8%
17	31/3	口座振替	31/3/25	リース料	70848	17/60	65600	5248	8%
18	31/4	口座振替	31/4/25	リース料	70848	18/60	65600	5248	8%
19	31/5	口座振替	31/5/25	リース料	70848	19/60	65600	5248	8%
20	31/6	口座振替	31/6/25	リース料	70848	20/60	65600	5248	8%
21	31/7	口座振替	31/7/25	リース料	70848	21/60	65600	5248	8%
22	31/8	口座振替	31/8/25	リース料	70848	22/60	65600	5248	8%
23	31/9	口座振替	31/9/25	リース料	70848	23/60	65600	5248	8%
24	31/10	口座振替	31/10/25	リース料	70848	24/60	65600	5248	8%
25	31/11	口座振替	31/11/25	リース料	70848	25/60	65600	5248	8%
26	31/12	口座振替	31/12/25	リース料	70848	26/60	65600	5248	8%
27	32/1	口座振替	32/1/25	リース料	70848	27/60	65600	5248	8%
28	32/2	口座振替	32/2/25	リース料	70848	28/60	65600	5248	8%
29	32/3	口座振替	32/3/25	リース料	70848	29/60	65600	5248	8%
30	32/4	口座振替	32/4/25	リース料	70848	30/60	65600	5248	8%
31	32/5	口座振替	32/5/25	リース料	70848	31/60	65600	5248	8%
32	32/6	口座振替	32/6/25	リース料	70848	32/60	65600	5248	8%
33	32/7	口座振替	32/7/25	リース料	70848	33/60	65600	5248	8%
34	32/8	口座振替	32/8/25	リース料	70848	34/60	65600	5248	8%
35	32/9	口座振替	32/9/25	リース料	70848	35/60	65600	5248	8%
36	32/10	口座振替	32/10/25	リース料	70848	36/60	65600	5248	8%

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*



# 自動車リース契約書

賃貸人使用欄(検印)		

契約番号 XXXXXXXXXX  
2013年6月7日

賃借人(甲)

住所 富山県小矢部市水島902  
氏名 篠岡貞郎

賃貸人(乙)

東京都港区芝浦一丁目2番1号  
日本カーソリューションズ株式会社  
代表取締役社長 植村 賢

連帯保証人

住所  
氏名

連帯保証人

住所  
氏名

上記賃借人(以下「甲」という。)と賃貸人(以下「乙」という。)とは、別添の「自動車リース契約重要事項説明書」及び「お客さまの個人情報取り扱いについて」を確認し、同意のうえ次の通り自動車リース契約を締結します。なお、契約の区別においてファイナンスリース契約の場合は基本約定が、又簡易メンテナンスリース契約の場合は基本約定の他簡易メンテナンス約定が適用されます。本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有します。

## 基本約定

(リース)

第1条 乙は、後記「契約主要事項一覧表」(以下「表」という。)(2)記載のリース自動車(以下「自動車」という。)を本契約に定める条件で甲にリース(賃貸)し、甲はこれを買借します。

(リース期間)

第2条 リース期間は、表(4)記載の通りとし、その開始日は、自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書若しくはそれらに準ずる官公庁発行の書面(以下「自動車検査証等」という。))上の使用者を甲とし、自動車検査証等上の所有者を乙として自動車を登録された日からとします。

2. 甲は、本契約締結後、リース期間が満了するまで本契約を解除できません。

(リース料)

第3条 表(6)記載のリース料(以下「リース料」という。)は、月単位で計算し、表(9)記載の公租公課、諸費用及び保険料を含みます。

2. 甲は、リース期間中において、事由の如何を問わず自動車を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることができません。

3. 甲の乙に対するリース料の支払方法を表(7)記載の通りとします。

(再リース又は買い取り)

第4条 基本約定第2条に定めるリース期間満了の3ヶ月前までに甲が乙に対し書面で申し入れ、乙がこれを承諾し、リース期間満了時に甲の乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務不履行がない場合は、甲乙間で自動車にかかわる再リース契約又は売買契約を締結できるものとします。

(1)甲が再リース契約を希望するときは、再リース契約の条件等が記載された乙所定の再リース申込書にて乙に申し入れ、乙がこれを承諾した場合、甲乙間で自動車再リース契約を締結できるものとします。

(2)甲が自動車の買い取りを希望するときは、乙所定の書面にて乙に申し入れ、乙がこれを承諾した場合、基本約定第20条の規定に基づき甲乙間で自動車の売買契約を締結できるものとします。但し、自動車の買い取りは、表(8)記載の設定残存価格の清算方式(以下「清算方式」という。))がオープンエンド方式の場合に限るものとします。

(前払リース料)

第5条 甲は、本契約に基づく甲の債務履行を担保するために、乙に対し、本契約締結と同時に表(5)記載の前払リース料(以下「前払リース料」という。))を現金で支払います。

2. 前払リース料は、最終リース料から逆順で順次各リース料の各支払期日が到来したときに、当然にそのリース料並びにこれに対する消費税及び地方消費税(以下併せて「消費税等」という。))額に充当されます。なお、前払リース料には利息を付さないものとします。

3. 甲が基本約定第14条第1項各号のいずれに該当したときは、乙は、前項にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要せず、前払リース料をもって甲に対する全ての債権の全部又は一部に充当することができます。

4. 甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

(自動車の引き渡し)

第6条 乙の甲に対する自動車の納入場所を表(3)記載の自動車の使用の本拠地・保管場所(以下「保管場所」という。))とし、自動車は表(2)記載の売主(以下「売主」という。))から直接甲に引き渡します。

2. 甲は、自動車の納入を受けた後、直ちにこれを検査し、自動車の規格、仕様、品質、性能その他本契約との不適合(以下「瑕疵」という。))の有無を確認します。

有無を確認します。

3. 前項に定める検査の結果、自動車に瑕疵がなく本契約に適合していることを甲が確認したとき、乙から甲に対する自動車の引き渡しは完了し、甲は直ちに自動車の借受証に署名捺印してこれを乙に交付します。

4. 甲は、本条第2項に定める検査の結果、自動車に瑕疵の存することを発見した場合、乙に対し直ちにその旨書面による通知をなし、乙の協力のもと、売主との間でこれを解決した後、自動車の借受証に署名捺印してこれを乙に交付します。

5. 甲が自動車の借受証を乙に交付したときは、本条第2項に定める検査又は前項による通知をすることなくその交付をなした場合でも、自動車は瑕疵なく完全な状態で乙から甲に引き渡されたものとみなし、以後、乙はいかなる事由によっても、自動車の隠れた瑕疵を含む全ての瑕疵について何等その責に任じません。

6. 甲が不当に自動車の引き渡しを受けることを遅らせたとき又は拒んだときは、甲は、基本約定第15条第(2)号の規定に基づき、直ちに本契約を解除されても異議を述べません。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求について売主との間で解決します。

(自動車の瑕疵等)

第7条 乙は、自動車の売主と締結した自動車の売買契約において、自動車に瑕疵があった場合、及び売主の便益の供与及び義務の履行について、その一切の責任を売主が負うことを約定していることから、乙はそれらについて一切責任を負わないものとし、売主がその責任を負うものとします。

2. 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令の改廃、登録の遅延、売主の都合及び乙の故意又は重大な過失が認められない事由によって、自動車の全部若しくは一部の引き渡しが遅延し、又は不能になったとき、その他自動車の選択又は決定に際して甲に錯誤があった場合、乙は、一切の責任を負いません。

3. 前二項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとし、乙は、乙が必要と認める範囲内において、甲の売主に対する権利行使に協力します。

4. 前項の権利行使のために、乙の売主に対する請求権の譲渡を受ける必要が生じたときは、甲は、書面により乙に請求します。この場合、乙は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡にかかる諸権利の存否を担保しません。

5. 甲は、前二項の場合においても、リース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることができません。

(自動車の管理)

第8条 甲は、検査完了後、自動車について道路運送法その他関係法令及び監督官公庁の規制指示並びに自動車製造会社の定める取扱説明を遵守し、自動車を善良なる管理者の注意をもって常に充分な機能を果たし得る状態に維持管理し、かつ、保管場所に保管し、正常に運転し又は使用します。

2. 甲は、自動車の維持管理に必要な道路運送車両法その他関係法令に基づく定期点検整備、部品・付属品の取替え、補修、修理その他一切の行為をなすとともに、そのための費用を負担します。

3. 甲において、住所変更、自動車の保管場所の変更その他自動車検査証等の記載事項に変更が生じたときは、甲は道路運送法その他関係法令に基づき甲の責任と負担でその変更手続きを行うものとします。

4. 乙は、甲が自動車の修理又は点検整備をなす場合の代車の提供及び休業補償について何等その責に任じないものとします。



# 契約主要事項一覧表

契約番号 XXXXXXXXXX

(1)	契約の区別	ファイナンス		
(2) リース 自動車の表示	車名等	トヨタ カムリ	台数 1 台 2 WD	(9) 公租公課 および諸費用
	型式	ハイブリッド レザーパッケージ		
	ミッション	DAA-AVV60		
	エンジン・排気量	CVT	4 ドア	
	車体色	ホワイトパール	5 名	
	文字書	無し		
	車台番号			
	登録番号			
	売主	いなほ農業		
	付属品・特別仕様(エアコン標準)	ミスルくん保証付(登録日より1年保証) ナンバープレート フロアマット ETC サイドバイザー エアロダイナミック スタッドレスタイヤ式 特別色(ホワイトパール) 寒冷地仕様 TV キット 希望ナンバー		
(3)	使用の本拠地(保管場所)	富山県小矢部市氷島 902		
(4)	リース期間	開始日	2013年 7月 3日	(10) 自動車 保険 付保 条件
	60ヶ月	満了日	2018年 7月 2日	
(5)	前払リース料	無し		
(6) リース料	リース料 1	1 回	¥69,524	(11) 損規 資金定
		消費税等額	¥3,476	
	リース料 2	59 回	¥69,524	
		消費税等額	¥3,476	
	総額		¥4,171,440	
			¥208,560	
(7) 支払方法	リース料 1	リース開始日の属する月の1ヶ月後の25日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替		
	リース料 2	リース開始日の属する月の1ヶ月後より1ヶ月毎、25日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替		
(8)	残価清算方式・設定残価	オープンエンド	¥640,000	(12) メンテナンスサービス (○印の項目が含まれます) (月間契約走行距離)
(13) 特約事項	1. 基本約定第18条及び第19条に定める「処分又は評価に要した一切の費用」(以下「処分費用」という。)は、金5,000円消費税等金250円とし、オープンエンド方式の残価清算は、自動車の処分価額又は評価額からこの処分費用を控除した残額と設定残価との差額を清算するものとします。			
	2. 基本約定第20条に定める「自動車の使用の本拠地の変更に伴う手数料等」及び「自動車の所有権移転登録等にかかる費用等」は、実際に変更手続等に要した費用と消費税等及び事務手数料金5,000円消費税等金250円の合計額とします。			

(含まれるもの○ 含まれないもの×)	
自動車取得税	(×) 含まれない
(軽)自動車税	(○) 全額含む
自動車重量税	(○) 全額含む
自動車保険料	(○) 全額含む
自動車保険料	(×) 含まれない
登録諸費用	(○) 含む
保険会社	
保険種類	
フリート・ノンフリート	
フリート割引(増)等級	
フリート多数割引	
年齢条件	
車両保険種類	
車両免責	[免責0特約]
車両保険額	
賠償保険	
対人(1名)	人身傷害
対物(1車台)	対物免責
搭乗者(1名)	
給付・搭傷	
安全装置	
特約事項	

(12) メンテナンスサービス (○印の項目が含まれます) (月間契約走行距離)	
(X) 経路検査	(X) バッテリー交換
(X) 法定点検整備	(X) エアコン修理
(X) スケジュール点検	(X) パック修理
(X) 故障修理	(X) 乙車両洗車代
(X) エンジンオイル交換・補充	(X) 代車
(X) 一般消耗品交換	(X) 引越搬車
(X) 油類の交換・補充	(X) 寒冷地メンテ
(X) 夏タイヤ	
(X) 冬タイヤ	
(X) 冬用ホイール	
(X) タイヤ交換費	

※以下表示なし